

<取扱い注意>

2025年総合生活改善の取り組み メーカー部会12組合 要求内容

資料2

2025年3月12日  
自動車総連

組合名	要 求		回 答							
	個別賃金水準(円)	平均賃金要求	一時金(年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)	休日増の取り組み	個別賃金水準(円)	平均賃金要求	一時金(年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)	休日増の取り組み
	1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2					1行目:若手技能職*1 2行目:中堅技能職*2				
トヨタ	352,540  426,000  455,670*3	→*5	7.6	【賃金】 (スキルド・パートナー会員(上級スキルド・パートナー、スキルド・パートナー(A)、スキルド・パートナー)に関する要求(案)) 一般組合員の交渉結果に運動した賃金を要求する。詳細については別途、賃金分科会で協議する。また、職場を支える役割が年々増している職場実態と、より一層の活躍の観点から、60歳以降の働きがいのある働き方・働きに見合った処遇改善の議論を、労使協議会を機に本年も加速させていく。 (パートタイマー会員に関する要求(案)) 一般組合員の交渉結果を基本としながらも、水準の底上げを加味した賃金を要求する。詳細については別途、賃金分科会で協議する。 (シニア期間従業員会員に関する要求(案)) 一般組合員の交渉結果を基本としながらも、水準の底上げを加味した賃金を要求する。詳細については別途、賃金分科会で協議する。  【一時金】 スキルド・パートナー会員(上級スキルド・パートナー、スキルド・パートナー(A)、スキルド・パートナー)、パートタイマー会員:一般組合員の交渉結果に運動した一時金を要求する。	-	352,540  426,000  455,670*3	→*5	7.6	定年後再雇用者:一般組合員の交渉結果に運動 シニア期間従業員:日給350円引き上げ パートタイマー:時給40円引き上げ	-
日産	316,600*4  350,100*4	平均賃金改定原資18,000円	5.2	シニアパートナー組合員・パートナー組合員 (一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額12,000円	年間休日数の増加に向けて、労使で協議・確認を行う。	→*4  →*4	総額:16,500円	5.2	シニアパートナー組合員・パートナー組合員: (一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額10,500円	年間休日5日増を2027年度までに実現するべく、労使検討委員会の中で協議を開始する。
本田技研	348,450  418,900	総額一人平均:19,500円	5.0+1.9	直接雇用の非正規従業員に対し、組合員との関連性を意識した賃金引上げの個別検討を要望する。	年間休日数について労使議論を行っていく。	343,325円  414,400円	総額一人平均:15,000円	5.0+1.9	直接雇用の非正規従業員に対し、組合員との関連性を意識した賃金引上げの個別検討を行う。	-
マツダ	→*5  →*5	人への投資の原資として総額:18,000円	5.4	<賃金> エキスパート・ファミリー組合員、再雇用組合員、期間社員組合員(6ヶ月勤務し契約を更新した者) :等級5以下組合員に準じた要求 <一時金> エキスパート・ファミリー組合員、再雇用組合員:等級5以下組合員に運動 期間社員組合員:妥結した夏季・冬季一時金の月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算	通年の取り組み。	→*5	総額:18,000円	5.4	再雇用社員、エキスパート・ファミリーの賞与水準は、本給に応じて社員と運動するものとし、6ヶ月勤務し契約更新を経て組合員になった期間社員については、夏季・冬季賞与それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。	今後、継続的に労使で協議を行い、対応について検討する
三菱自工	→*5  →*5	総額一人平均:19,000円	5.7	<賃金改善分> 時給制:80円、月給制:13,000円を要求する。	2027年までに年間休日5日増の実現に向け会社へ建議する。	→*5	総額:一人平均17,000円	5.0	<賃金改善> シニア・パートナー社員:時給80円、月給13,000円 非正規労働者:時給80円	年間休日5日増に向け、専門委員会を設置し継続協議することを確認。
スズキ	→*5  →*5	賃金制度維持分(昇給制度維持)に人への投資を加えた賃金引き上げ 総額組合員一人平均 19,000円	6.6	<賃金> 再雇用嘱託社員の組合員についても、人への投資は正規従業員に準じた賃金引上げを要求する。	自動車総連の方針「2027年までに年間休日数の5日増」も意識した協議を行う。	→*5	総額:21,600円	6.6	-	-
SUBARU	→*5  →*5	総額一人平均:21,000円	5.0+1.3	組合員である再雇用者(SUBARUビジネススタッフ、SUBARUパートナー)については、一般組合員と同等額の一律配分と、考課に応じて一般組合員同等額の改善分を一時金に加算することを要求する。 組合員ではない同じ職場で働く仲間については、「同一価値労働同一賃金」の観点などから総合的な労働条件改善を要望する。	SUBARUが将来的にも選ばれる企業となるために、2027年までに年間休日5日増やし126日を目指す。	→*5	専任職で6,000円から33,100円、基幹職は3,300円から39,900円とする。	6.3	再雇用者:賃金6,000円引き上げ。加えて、資格と考課に応じて0円~60,000円の賞与加算を行う。	生産性を向上させ、人への投資の1つの手段として休日増を検討する。年間通した全体労使協議会の中で確認していく。
ダイハツ	→*5  →*5	総額一人平均:21,200円+賃金課題解決原資	5.4	非正規(シニアエキスパート/パートタイマー/期間社員組合員):一般組合員に準じた改善分とする。	-	→*5	総額一人平均:21,200円+賃金課題解決原資	5.4	シニアエキスパート/パートタイマー/期間社員組合員:一般組合員に準じて賃金改善及び配分を行う。	-
いすゞ	314,467  397,124	賃金カーブ維持分+人への投資 一人平均19,000円	5.0+1.0	○再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) 一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 ○組合員以外の直接雇用非正規労働者の取り組み 諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成のための処遇改善を要請する。また雇用形態ごとの不合理な待遇差がないよう処遇の実態確認と必要に応じた改善を要請する。	3か年かけて所定内労働時間1,912時間(休日5日増)の達成に向け議論することを要求する。	別途確定	総額:19,000円	5.8+0.2	組合員以外の非正規については、引き続き適切に対応する	引き続き通年で議論するとともに、生産性の向上と2028年度までの休日5日増を含む総労働時間短縮の実現に向け、労使専門委員会を立ち上げ議論する
日野	325,800  390,000	総額一人平均:18,000円	5.0	-	-	別途確定	総額一人平均:18,000円	4.5	-	-
ヤマハ発動機	→*5  →*5	総額一人平均:20,000円	6.2	正規社員と同水準の賃金改善を要求する。	年間休日増を達成すべく生産性向上施策を議論する労使委員会の設置を要求する。	→*5	総額:19,400円	6.0	正規社員の賃金改善分相応の処遇改善を実施する	総労働時間削減、生産性向上の観点から、労使で会話を行う
日本特殊陶業	→*5  →*5	一人あたり総額19,000円	業績連動	再雇用者(組合員)についても同様の賃金改善原資を要求する。	2028年度カレンダーで年間休日数を6日増加の126日とすることを要求する。	別途確定	総額:19,000円	業績連動	再雇用者(組合員)についても同様の賃金改善を行う。	2026年度より休日を1日増加し、121日とする。また、生産性向上の取組みを前進させ、2027年度より休日をさらに2日増加できるように継続協議を行う。

\*1:「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。  
\*2:「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。  
\*3:技能職EX級 技能3等級 \*4:原資を詳細に基づき配分する賃金制度の特性上、参考値 \*5:要求はするが非公開